

千葉県における新木更津市漁業協同組合の資源管理協定

協定発効日 令和4年12月15日

(目的)

第1条 本協定は、新木更津市漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる漁業の種類、水域及び水産資源の種類)

第2条 本協定の対象となる漁業の種類、水域、水産資源の種類は、次の表のとおりとする。

漁業の種類	水域	水産資源の種類
小型機船底びき網漁業	当該漁業が水産資源の採捕を行う水域	すずき東京湾海域 まこがれい東京湾海域

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

すずき東京湾海域 千葉県資源管理方針に定める資源管理の方向性  
まこがれい東京湾海域 千葉県資源管理方針に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の表に掲げるところにより行うものとする。

漁業の種類	取組内容
小型機船底びき網漁業	休漁日の設定 毎週火曜日・土曜日

2 前項の取組のほか、内湾底びき網連絡協議会の定めた操業時間の制限及び漁具の制限並びにマダイ・ヒラメの種苗放流についても取り組み、資源の維持増大に努める。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、千葉県資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条第1項の取組については、次の表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

漁業の種類	履行確認における証拠書類等
小型機船底びき網漁業	卸業者の仕切伝票等

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法に基づき漁獲量等の情報を知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に千葉県及び千葉県資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時等、有効期間中に2回本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び千葉県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった年度末から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、千葉県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について千葉県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者は本協定の遵守が要件となる国及び千葉県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者（以下、「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の氏名又は名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和5年1月1日から令和9年12月31日まで）とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 漁業法第126条第1項の規定により知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和5年1月1日から施行する。